

No. **145**

2019. 秋号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



小布施栗／上高井郡小布施町



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 小布施栗／上高井郡小布施町

小布施町の中南部は、万座山に端を発し千曲川に注ぎ込む松川が形成した扇状地です。この松川は非常に酸性度が高く、稲作には不向きでしたが栗の栽培には最適で、江戸時代には将軍家献上栗として尊重されました。

この栗を使った栗ようかんの製造が幕末に起こり、いまに続いています。昭和後期になると、栗菓子メーカーと行政、町民が連携して、景観や観光産業、文化に及ぶまちづくりに取り組み、地域ブランドの成功事例として知られるようになりました。

(写真撮影：小西 勝)



目 次

事業報告	・ 全国女性行政書士交流会 IN 広島に参加して 2 ・ 日本ADR協会（JADRA）のIT・AIを活用したODRの可能性 3 ・ 暴力団等排除対策委員会と支部長会議が開催されました 4 ・ OSS開始時期等についてご報告 5 ・ 広報監察部活動報告 6 ・ 広報監察部活動報告2 9
特集	・ 「長野県行政書士紛争解決センター」（第1回） 10
業務資料	・ 公益財団法人長野県農業開発公社本所事務所移転のお知らせ 13 ・ ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート交付終了のお知らせ 14 ・ 登録番号標等の交付手数料及び販売価格の改定について 15 ・ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布・施行について（通知） 17 ・ 取次申請予約制度に関するお問合せ先の変更について 21 ・ 自動車税の税制改正に伴う身体障がい者等減免の申請書様式改正について（通知） 27
お知らせ	・ 会則改正について 30 ・ 幹旋物一覧 31 ・ 長野県収入証紙の販売について 31 ・ 行政書士業務を廃止される方へ 31
会議報告	・ 32
長野県行政書士政治連盟のページ	・ 公明党政策要望懇談会実施報告 38 ・ 会長及び幹事の辞任並びに新会長等の選出について 39
会員の動き	・ 入会 ・ 退会 ・ ご逝去 40
編集後記	・ 40

事 業 報 告

全国女性行政書士交流会 IN 広島に参加して

松本支部 茂住 いずみ

7月12日(金)～13日(土)、滞在2泊3日間で原爆ドーム、平和祈念館から宮島、厳島神社、弥山登頂まで広島を堪能してきました。楽しいこと美味しいことお伝えしたいことはたくさんあるのですが、交流会の冒頭での川野登美子さんの話について書きたいと思います。

川野登美子さんは実際に自分の体験した原爆を語りべとして伝える活動をしていらっしゃる方です。

平和記念公園内にある「原爆の子の像」にまつわる「原爆の子の像と6年竹組の仲間たち」というお話をいただきました。川野さんの一番仲良しのお友達で、原子爆弾により2歳で被爆し12歳で白血病のため亡くなった佐々木禎子さんが、この「原爆の子の像」のモデルです。病状が悪化して学校に通えなくなってきた禎子さんは病床で「千羽鶴を折れば元気になれる」と願って折り鶴を折り続けました。

小学校卒業後、彼女が亡くなりました。彼女の供養のために元同級生が活動を始めました。小さな募金活動はやがて日本中の子どもたちに広がり、1958年5月「原爆の子の像」は建立されました。

今では、恒久の平和への願いの象徴となった「原爆の子の像」には、日本国内、世界中から毎年1000万羽を超える折り鶴が贈られています。川野さんが代表と務める「PEACE MINDS HIROSHIMA」は、その折り鶴をノートに仕立て直し、世界の子どもたちに配布する活動をしています。



原爆ドーム



原爆の子の像

私たちの世代は大きな戦争に巻き込まれることもなく、平和しか知らないままに今に至っています。今回のお話を伺って、子どもたちの世代も、その先も平和に過ごせるように何かをしなければいけないと思いました。今すぐには何ができるかわからないのですが、伝える事は出来るかもしれないとこのページを書かせていただきました。下記のホームページ、動画をご覧ください。

「折り鶴ノートプロジェクト」の活動

<http://pm-hiroshima.com/>

https://www.youtube.com/watch?v=RwJsfShaXdc&index=1&list=PL9IwpKLRZDpxOpZF-49dw2fIcn3MD8_Gf

日本ADR協会（JADRA）のIT・AIを活用したODRの可能性

ADRセンター長 和田 英幸

令和元年7月12日、東京茅場町ブロードスクエアの会場において、一般財団法人日本ADR協会（JADRA）主催の裁判外紛争解決手続（ADR）の「ADRはどう変わるか～IT化の可能性と課題～」をテーマにADRに関わる団体代表によるパネルディスカッションが行われ参加しました。ADRの今後、IT化の可能性や課題について学びました。

初めに、法務省大臣官房司法法制部審査監督課長三宅啓介様の「ADRをめぐる諸情勢について」講演がありADRの現状について報告がありました。認証ADR事業者の取扱実績は、ここ数年は1,000件前後、成立件数は400件弱。全体の50%が3か月以内で、全体の60%が1～2回で和解しています。和解成立は、ここ数年は、36～37%ですが、不応諾を除くと50%前後となっています。



法務省では、認証ADRの拡充・活性化に向けて、現在「かいけつサポート事業者ガイドブック」やパンフレットの作成・配布、インターネットによる公告、SNSを活用するなど様々な広報活動をしています。

また、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行い関係法令が6月14日に公布され、9月14日に施行になります。

「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）では、紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について2019年（令和元年）度中に結論を得るという閣議決定がされています。

パネルディスカッションでは、世界（主にアメリカ）ではIT・AIを活用したプラットフォーム型ODRが実用化されていて、その実情実例についての興味深い紹介がありました。

また、日本においてもベンチャー企業により開発中のODRシステムの紹介（通販業界の返品等の苦情に対する自動ODRが現在開発中）などがあり、今後オンラインによる紛争解決（ODR）のシステムが自動化される時代がもうそこまで来ています。

暴力団等排除対策委員会と支部長会議が開催されました

副会長 赤羽 康志

8月5日に暴力団等排除対策委員会が会館で開催されました。

この会の目的は、会員が反社会的集団である暴力団等の存在、実態を深く認識し、業務の適正な推進と被害の防止を図ることです。

長野県警察本部より

刑事部 組織犯罪対策 参事官兼課長

警視 中山達志様

(代理) 暴力団排除推進室 課長補佐

警部 笠松邦行様

公益財団法人 長野県暴力追放県民センターより

専務理事 横尾俊彦様

をお招きし、最近の暴力団情勢についてのお話をお聞きしました。



暴力団等排除対策委員会

企業（士業）におけるコンプライアンスが重視され、活動そのものに廉潔性、透明性が求められている昨今、反社会的勢力を利用したり、これに資金提供することは厳しい社会的批判を受けることになります。また、反社会的勢力への対応を誤ると企業の存続にも影響を及ぼしかねません。反社会的勢力との関係遮断について規則や体制を整備するとともに、取引活動から反社会的勢力を排除する仕組みを構築することが求められています。中山警視、横尾専務理事には顧問に就任していただきました。委員には各支部長が委嘱されています。

暴力団等排除対策委員会終了後支部長会議が開催されました。

山本会長よりコンプライアンスの徹底と法令の遵守及び職業論理の適切な実施についてのお話がありました。柳澤法務部長からは長野県行政書士会における災害対応の整備についての説明、和田広報監察部長からは今年度の広報・PRについての説明がありました。

また、支部長より各支部の現状報告と本会への要望が出され、支部での研修のあり方、支部役員の問題、行テラスの今後、会員のコンプライアンス等、活発な意見が交換されました。



支部長会

ＯＳＳ開始時期等についてご報告

運輸交通副部長 中塚 千夏

令和元年８月８日に運輸交通部では、山本会長、赤羽副会長、本会事務局長と共に、長野運輸支局をはじめとして、関係諸団体へのあいさつ回りをしました。

長野運輸支局では森田主席運輸企画専門官より自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下、ＯＳＳ）申請についての見通しについてお話を頂きました。現在、警察署・県税務課等にシステム導入が進められ、９月以降にはテスト開始となり、おそらく年明けの令和２年１月６日スタートを目指して調整をしていくことになるというお話でした。

また、昨年大変有意義な情報交換会を実施することが出来た、一般社団法人 日本自動車販売協会 五明専務理事並びに遠藤事務局長にもご挨拶し、昨年同様、情報交換会の開催の実施を確認することが出来ました。更に前回の情報交換会でも議題として取り上げた、ＯＳＳ開始後の車庫証明について、これまで通り所在図・配置図作成は行政書士に依頼する旨をディーラー各社ともお話しして頂いているとのお話がありました。

その他、一般財団法人 長野県自動車標板協会、長野県警察本部 交通部交通規制課にもご挨拶で回らせて頂き、ＯＳＳ開始後もこれまで同様の協力関係でいくことを確認させて頂くことが出来ました。

また長野運輸支局にて10月下旬にはＯＳＳ開始へ向けた関係諸団体での連絡会議も予定されており、その際には具体的な日程見通し等、詳細が分かるものと思います。

以上、会員の皆様へ現在の状況のご報告とさせていただきます。

広報監察部活動報告

広報監察部 土屋 帝

毎年10月1日～31日は「行政書士制度広報月間」です。

目的は、行政書士制度の普及浸透。我が長野県行政書士会でも、様々な広報・監察活動がなされました。

Q：何故10月なのか？

A：政府が毎年10月1日を「国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日（※最高検察庁HPより抜粋）」として「法の日」を制定し、これにこたえる形で、行政書士制度広報月間が定められました。

法の日 10月1日

政府が定める。昭和35年6月制定、旧：司法記念日

法の日週間 10月1日～7日

裁判所、法務省及び日本弁護士連合会が定める。法の日と同時に制定

新聞広告



私たち行政書士にご相談ください。

遺言書作成・ 遺産相続手続の相談 遺言書や遺産分割協議書の作成、相続財産の調査、家族信託、成年後見制度利用のご相談。	ビジネスをサポートする 各種申請 建設業許可、産業廃棄物処理業許可、風俗営業許可、農地転用許可、運送業許可、自動車登録など官公署への申請。	外国人の在留資格 外国人の雇用や呼寄せ、在留資格の変更・更新・取得などの申請や永住、帰化のご相談。	日常のお困りごとのお手伝い クーリングオフや内容証明などさまざまな必要書類の作成、損害賠償請求のご相談や円滑な手続きのお手伝い。	話し合いによるトラブル解決 長野県行政書士紛争解決センター 外国人の職場や学校でのトラブル、自転車事故でのトラブル、ペットに関するトラブル、住宅敷金返還に関するトラブルのご相談。 TEL:026-224-1300
--	---	---	--	---

あなたの街の法律家 **長野県行政書士会** 〒380-0836 長野市南奥町1009-3 TEL:026(224)1300 FAX:026(224)1305 <http://www.nagano-gyosei.or.jp/> **長野県行政書士会** **検察** **10月は県内各地区で行政書士による無料相談会を開催しております。**

10月2日（水）信濃毎日新聞朝刊 第2社会面に掲載

昨年度までは無料相談会の日程が中心となっておりましたが、今年度は構成を一新し、行政書士制度の浸透を目的としたものになりました。いかがでしょう？

ポケットティッシュ

昨年より参加している大人の文化祭などで配布し、好評を得ているポケットティッシュがリニューアルされました。今回のポケットティッシュは、チラシなど、他の広報グッズとセットで使用することを前提にデザインされています。（※ティッシュ自体に業務の宣伝を入れておりません。）

名刺や業務案内のチラシと一緒に配れば集客力アップ間違いなしです！！

ご購入希望の方は各所属支部（事務局または支部長）経由でお申し込みください。なお、本稿執筆時点で、在庫が少なくなってきております。購入はお早めに。

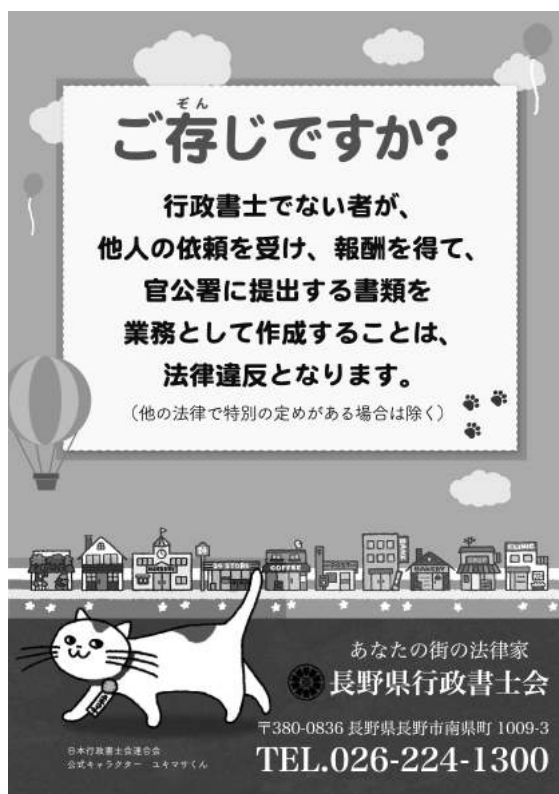


行政書士制度啓発パンフレット

監察活動の一環として非行政書士行為（行政書士でない者が行政書士の業務を行うこと）防止のため、啓発パンフレットを作成し各種行政窓口にて配布いたしました。

県農政部様のご協力により、県下77市町村農業委員会に本パンフレット設置していただくことができ、また、広報監察部員、農林建設部員、各支部担当者にて19市町村農業委員会への要望活動（本パンフレットを使用した非行政書士行為の防止フローの説明）も行いました。

※なお、本パンフレットの図案については熊本県行政書士会様作成ものと（非常に）よく似ておりますが、熊本県行政書士会様より図案等の使用許可を得たうえで作成されておりますのでご安心ください。行政書士が著作権侵害など笑えないので…。



連合会ポスター

各市町村窓口および主要郵便局へのポスター掲示が行われました。

主要郵便局へのポスター掲示は昨年より始まった試みですが、今後も継続していきたい活動です。

ご協力いただきました各支部のポスター配布担当者の皆様には心よりお礼申し上げます。



千曲市役所にて、非常に目立つ位置に掲示していただきました。

広報監察部活動報告 2

広報監察部 土屋 帝

別記事（広報監察部活動報告）でもご報告のとおり、本年は各支部担当者及び農林建設部員並びに広報監察部員により、非行政書士行為の防止のための要望活動が県下19市町村農業委員会に対し行われました。私も広報監察部員として、10月4日にその対象のひとつである小諸市農業委員会にお伺いしました。

当方の目的は農業委員会への要望活動のみでしたが、その際、管轄支部である佐久支部会員による小諸市役所へのあいさつ回りと日程が重なったため、佐久支部の皆様にご同行させていただけることとなりました。佐久支部の皆様は小泉小諸市長へのご挨拶もなされるということでしたので、私も同席させていただきました。

皆様ご存じのとおり現役の行政書士でもある小泉俊博小諸市長ですが、我々の訪問に際しても大変温かくお迎えいただき、今後の佐久支部との連携のお話し（小諸市と佐久支部との間で被災者支援・防災についての協定？のお話しが進んでいるようです。）や、小諸市の現状・課題・今後の方策などをお聞きすることができ、有意義な時間となりました。



令和元年10月4日 小諸市役所市長室において

左より 山田会員、内藤会員、小泉小諸市長、佐藤佐久支部長、
依田会員、藤森会員（農林建設部）、土屋（広報監察部）

もちろん、本来の目的である農業委員会への要望活動も忘れずおこなってまいりましたので、ご安心ください。

特 集

「長野県行政書士紛争解決センター」(第1回)

ADRセンター長 和田 英幸

長野県行政書士会は、平成31年2月1日付裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）第5条に基づく法務大臣の認証を受け「長野県行政書士紛争解決センター」が開所しました。

これにより、行政書士会としては福岡会に続いて全国18番目の認証、関地協では、東京、神奈川、埼玉、新潟、静岡に続いて6番目の認証、法務省「かいけつサポート」裁判外紛争解決手続の認証解決機関としては、全国で第161号として事業を開始しました。

平成19年4月1日にADR法が施行され、平成20年3月には日行連と日弁連の基本合意書が成立し「外国人、ペット、自転車、敷金」の4分野に限り紛争解決ができることが確定すると、東京会をはじめとした全国の単位会が法務省の認証を受けるべく申請準備を開始しました。これにより長野会は、平成19年度竹内会長の元でADR機関立上げに向けてADR特別委員会（和田英幸特別委員長）によりADRの研究が始まりました。

長野会では、全国の動きを注視しつつ、手続実施者育成のための養成研修会を行い、同時に弁護士の助言に関する連携を図るため長野県弁護士会との協議を始めることになりました。平成21年度には会則を変更し、会の事業として第4条1項8号に裁判外紛争解決手続機関の設置及び運営が位置づけられ、第11章第85条の6に長野県行政書士紛争解決センター（ADRセンター）を設置する規定が総会で承認されました。

しかし、長野県弁護士会との協議は基本的な信頼関係が欠如する中で調整が進まず、山崎会長のもとにおいて一時センター設置が危ぶまれる状況に陥りましたが、特別委員会による県弁護士会との粘り強い実務者同士のひざ詰め協議の継続により、平成29年3月に弁護士会と基本合意書の協定を締結することができました。

その後、弁護士会と特別委員会との実務者によりセンター規則、調停規程等諸規程の調整作業を行い、一方で法務省に事前相談のため1年ほどかけて規則等の指導を受けて見直し作業を並行して行いました。

そして、ようやく認証申請にこぎつけ、法務大臣の認証を受けるに至りました。特別委員会
立上げから実に12年を要したことになります。

この間、行政書士会会員の皆様方には大変なご理解ご協力をいただきましたことを心より感謝
と御礼を申し上げます。

しかし、法務大臣の認証を受けてセンターが立ち上がることが最終目的ではなく、ここから
がスタートと考えています。ADRセンター設置は行政書士会にとっては手段であり、目的は
行政書士会の社会貢献事業の一環であり、行政書士の社会的地位向上、行政書士の基盤強化、
ADR代理権の取得ということになります。

現在、広報監察部との連携によりPR用のパンフレット作成配布や新聞広告などにより行政
書士ADRセンターを県民の皆様知っていただく事業、並びに、手続実施者養成研修を行い
新たな手続実施者候補者の育成も行っています。会員の皆様には、4分野における相談があっ
た場合は、センター事務局にご紹介いただきますようご協力をお願いいたします。



ADR手続実施者養成研修

全国の行政書士会のADR認証への取組み

1	東京会	H21. 5. 25	認証取得	4分野
2	愛知会	H22. 3. 1	認証取得	4分野
3	京都会	H22. 4. 21	認証取得	外国人（夫婦・親子）
4	新潟会	H22. 4. 26	認証取得	4分野
5	和歌山会	H22. 5. 25	認証取得	外国人、自転車
6	岡山会	H22. 8. 6	認証取得	自転車
7	神奈川会	H22. 12. 27	認証取得	4分野
8	兵庫会	H24. 2. 22	認証取得	4分野
9	埼玉会	H24. 6. 4	認証取得	4分野（相続、離婚、自動車、敷金）
10	北海道会	H25. 5. 20	認証取得	外国人、敷金原状・回復
11	香川会	H27. 3. 10	認証取得	4分野
12	山口会	H27. 4. 10	認証取得	動物、敷金原状・回復
13	大阪会	H27. 8. 24	認証取得	4分野
14	奈良会	H28. 4. 1	認証取得	外国人、自転車
15	宮城会	H28. 4. 5	認証取得	自転車、敷金原状・回復
16	静岡会	H30. 4. 1	認証取得	外国人（外国人と日本人の紛争）
17	福岡会	H30. 9. 3	認証取得	外国人、自転車、ペット
18	長野会	H31. 2. 1	認証取得	4分野

長野県行政書士会の取組みと経過

平成19年 6月	ADR特別委員会（和田英幸委員長～平成22年度）発足
平成20年 3月	日行連と日弁連の基本合意書締結 （外国人、自転車、ペット、敷金の4分野が紛争解決可能）
平成20年 6月	手続実施者養成研修（45時間）を開始
平成20年 6月	長野県弁護士会との協議が始まる
平成21年 5月	東京都行政書士会が行政書士会で第1号の認証取得
平成23年 6月	ADR特別委員会（深澤和歌子委員長～平成24年度）
平成25年 6月	ADR特別委員会（荻原政吉委員長～平成26年度）
平成27年 6月	ADR特別委員会（和田英幸委員長～平成30年度）
平成29年 3月	長野県弁護士会との協定書締結
平成30年11月 1日	法務省にADR機関認証申請
平成31年 2月 1日	認証取得（法務大臣認証第161号） （外国人、自転車、ペット、敷金）※ペット、自転車は上限140万円
平成31年 2月 1日	ADRセンター業務開始～現在

業 務 資 料

公益財団法人 長野県農業開発公社

本所事務所移転のお知らせ

拝啓

時下 貴職にはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から当公社の業務運営並びに事業推進につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、当公社は令和元年10月1日(火)より本所事務所を下記のとおり移転いたします。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和元年8月

公益財団法人 長野県農業開発公社

長野県農地中間管理機構

理事長 北原 富裕

記

【移 転 先】

〒380-0826

長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11F

新電話番号 026-217-6907 (代表、農地部)

026-217-7167 (中間管理部)

新FAX番号 026-217-4466 (代表、農地部)

026-217-7973 (中間管理部)

- その他
- ・県庁内線は10月1日以降使用できません。
 - ・Eメールアドレス、ホームページのURLは変更ありません。
 - ・引っ越し作業は9月28日(土)～30日(月)を予定しております。
ご不便をおかけすることがあるかと思いますがご了承をおねがいします。
 - ・新事務所の地図は、ホームページに掲載します。

総務部 堀内 宇野女

TEL : 026-234-0777

FAX : 026-234-0796

E-mail : nagano@n-nouchi.net

URL : <https://www.n-nouchi.net/>



業務連絡
令和元年8月5日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート

交付終了のお知らせ

平素は、当協会業務につきまして格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記特別仕様ナンバープレートは期間限定で関係団体皆様のご協力の下、平成29年4月より交付が開始されました。

大会が今年9月20日より11月2日の間開催されます。

これに伴い国土交通省より8月1日特別仕様ナンバープレートの交付終了の取扱いがプレス発表されましたのでお知らせいたします。

申込終了日 窓口 令和元年11月29日(金)

※新たに抽選対象希望番号を申込み場合は
11月15日(金)

ウェブ 令和元年11月12日 24時まで

詳細については別紙を添付致しますので、時下、ご多用とは存じますが傘下会員様に周知くださるようお願い申し上げます。

[期間限定]

ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート
交付終了のお知らせ

品川599 品川599
ら20-19 ら20-19

Tokai Rugby World Cup Limited

■ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートは、次のお申し込みの締切りをもって交付を終了いたします。

申込		申込締切
窓口	抽選対象希望番号	令和元年11月15日(金) 窓口業務終了まで
	一般希望番号	
	交換・再交付	令和元年11月29日(金) 窓口業務終了まで
インターネット	抽選対象希望番号	
	一般希望番号	令和元年11月12日(火) 24時まで
交換		

申込締切後は、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの申込はできなくなりますのでご注意ください。

また、毀損、汚損等による再交付もできません。

再交付の際は、交付可能な他の種類のナンバープレートに交換していただくか、番号変更をしていただくこととなります。

■11月14日(木)以降に申込完了(入金確認済み)となった申込は、次のとおり、通常より繰り下げられた交付可能期間となります。

申込完了日	交付可能期間
令和元年11月14日(木)～18日(月)	令和元年12月2日(月)～令和2年1月8日(月)
令和元年11月19日(火)～21日(木)	令和元年12月9日(月)～令和2年1月8日(木)
令和元年11月22日(金)～26日(火)	令和元年12月16日(月)～令和2年1月15日(水)
令和元年11月27日(水)～29日(金)	令和元年12月23日(月)～令和2年1月22日(水)

交付終了に伴いお申込みの集中が予想されることから、申込締切に近いお申込みについては、交付可能期間を通常より繰り下げることといたしましたのでご注意ください。

一般財団法人 長野県自動車標板協会



長標協第32号

令和元年9月2日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標協



登録番号標等の交付手数料及び販売価格の改定について

初秋の候 ますます御清祥のこことお慶び申し上げます。

平素は当協会業務につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く
お礼申しあげます。

平成26年4月1日より消費税率8パーセントで実施されてお
りましたが、本年10月1日より平成28年4月の一部改正が実施さ
れることを踏まえ、北陸信越運輸局長へ交付手数料改定の認可申請
をしたところ、別表のとおり認可されましたので、お知らせいたしま
す。

何卒ご理解をいただき傘下会員様にお知らせをお願い申しあげま
す。

別表

登録番号標交付手数料

1枚ものは半額

種 別		現行手数料	改定手数料
一連番号	大型	ペイント	2,170
		字光式	4,340
希望番号	中型	ペイント	1,580
		字光式	3,160
図柄番号	大型	ペイント	4,860
		字光式	6,380
	中型	ペイント	4,040
		字光式	5,400
	ラクビー	大型	11,100
		中型	7,540
	オリパラ	大型	11,570
		中型	7,790

車両番号標頒布手数料

1枚ものは半額

一連希望図柄	中型	ペイント	1,580
		字光式	4,940
	小型	ペイント	640
		字光式	1,580
	中型	ペイント	4,040
		字光式	6,560
	ラクビー	字光式	7,540
	オリパラ	字光式	7,790

その他の価格

回送運行	中 型	1,480	1,510
封印座金	小 型	500	510
ビス・座金セット	1 個	100	100
	ビス4・座金1	150	150

字光式照明器具販売価格

ワールド	大型LED	49,370	50,280
	中型EL光源	20,160	20,530
	中型LED光源	24,690	25,150
	中型LED光源ライト	15,430	15,720
旭化成	ダイヤモンドスリム	24,690	25,150
	ダイヤモンドスリムK	30,860	31,430
	専用飾り枠	3,700	3,770
	ダイヤモンドリングライトK	15,430	15,720
ケミカルオート	LED Lブライト	24,690	25,150
	Lブライトネオ12V	19,440	19,800
	専用飾り枠	5,350	5,450
	ユニット	4,110	4,190

※照明器具セット価格で表示しておりますが、1枚でも販売いたします。

10



元建政第130号 9.10

長野県行政審議会事務局長 様



長野県建設部長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する
法律の施行期日を定める政令の公布・施行について（通知）

このことについて、令和元年8月30日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別
添写のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知にご配慮願います。

建設部	建設政策課	建設業係
(課長)	松澤 泰明	
(担当)	上條 拓楓	
電 話	026-235-7293	
FAX	026-235-7482	
E-mail	kenseisus@pref.nagano.lg.jp	

建設部	建設政策課	技術管理室
(室長)	青木 誠通	
(入札・契約係)	田近 勉	
電 話	026-235-7313	
FAX	026-235-7482	
E-mail	gijukan@pref.nagano.lg.jp	

記

(1) 施行期日について

＜一年六月以内に施行することとされている部分＞

改正法の施行期日は、令和元年10月1日とする。

ただし、以下の規定についての施行期日は、令和元年9月1日とする。

○建設業法

- ・施工技術の確保に際する建設業者等の責務の追加(同法第二十五条の二十七)
- ・建設業者団体等の責務(災害協定等の締結)の追加(同法第二十七条の四十)
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成(同法第三十四条)

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)



国土建第202号
令和元年8月30日

長野県建設部長 殿



国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正す
る法律の施行期日を定める政令の公布・施行について（通知）

第198回国会(常会)において、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化
の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)(以下「改正法」
という。)が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部の規定を除き公
布の日から起算して一年六尺を超えない範囲内において政令で定める日から施行す
ることとされました。(※技術検定制度の見直し(建設業法第二十七条等関係)のみ公
布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)今般、
改正法の施行期日を定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定され、改正法
は以下のとおり施行されることとなりましたので、改正法の適切な運用に特段のご協
力をいただくようお願いします。

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）に定める事項（必要な工事の確保及び施工の時期の平準化）の追加（同法第十七条）

＜二年以内に施行することとされている部分＞

改正法のうち附則第一条ただし書により二年以内に施行することとされている部分（技術検定制度の見直し）の施行期日は、令和3年4月1日とする。

（2）施工技術の確保に関する建設業者等の責務について

施工技術の確保に関する建設工事従事者の責務規定については、9月1日から施行されることとされた。

改正法においては、「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。」と規定されており、その具体的な例として以下のような取組が想定されるので、これを参考として、適正な施工を図るために必要な知識及び技術又は技能の向上に努められたい。

- ・技能者、技術者に対する講習・研修への参加
- ・技術検定の受検（技能者）
- ・登録並格技能者資格の取得（技能者）
- ・建設キャリアアップシステムの登録・利用など、技能者の能力評価の活用（技能者）
- ・Webで公開している建設職人の技能を映像で学べる研修プログラム『建設技能トレーニングプログラム（略称：建トレ）』の活用（技能者）

（3）建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）について

災害発生時の建設業者団体の責務規定については、9月1日から施行されることとされた。

改正法においては、「建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、その具体的な例として以下のような措置が想定されるので、これらを参考として、復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、災害協定の締結その他の必要な措置を講ずるよう努められたい。

＜災害への備え＞

- ・災害協定書の締結
- ・災害時の連絡体制の確保

- ・災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員の確保の方法について定め公共施設の管理者等に報告

＜災害時の対応＞

- ・復旧対応可能な会員（建設業者）の情報収集
- ・公共施設の管理者等への対応可能な建設業者の報告

（4）適正化指針に定める事項（必要な工事の確保及び施工の時期の平準化）の追加について

入契法の適正化指針に定める事項の追加については、9月1日から施行されることとされた。

改正法においては、適正化指針に「公共工事の施工に必要な工事の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること」を盛り込むことが規定されており、今後、適正化指針の改正がされる予定である。

公共工事の施工に必要な工事の確保を図るためには、工期の設定に当たって、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、以下に掲げる事項等を適切に考慮することが必要であるので留意されたい。

- ・公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
- ・建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設定等の準備期間
- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

また地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るためには計画的な発注や他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表を行うとともに、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についても繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設定を行うこと等が重要であるので、今後の予算編成において必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進められたい。

なお、入契法において、

- ・各省各庁の長等は、適正化指針に従って必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（同法第十八条）
- ・国土交通大臣等は、各省各庁の長等に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができ、当該報告をとりまとめ、その概要を公表すること（同法第十九条）
- ・国土交通大臣等は、各省各庁の長等に対し、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができること（同法第二

十条)

とされている点に留意し、今後の適正化指針の改正を踏まえ、早期にかつ積極的に施工の時期の平準化の取組等を進めていただくようお願いする。

(参考)

○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条、第二十七条の二第一項及び第二十七条の十六第六項の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について

1. 法律の概要

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）附則第1条本文においては、改正法は「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条、第二十七条の二第一項及び第二十七条の十六第六項の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」こととされている。

※ 改正法は、令和元年6月12日に公布済み

2. 政令の内容

＜一年六月以内に施行することとされている部分＞

改正法の施行期日は、令和2年10月1日とする。

ただし、以下の規定については令和元年9月1日から施行。

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加（第二十五条の二十七）
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加（第二十七条の二十九）
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成（第三十四条）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加（第十七条）

＜二年以内に施行することとされている部分＞

改正法のうち附則第一条ただし書により二年以内に施行することとされている部分については、令和3年4月1日から施行する。

3. スケジュール

開議決定日：令和元年8月27日（火）



長野県行政書士会 御中

令和元年 9 月
東京出入国在留管理局
審査管理部門

取次申請予約制度に関するお問合せ先の変更について

平素より出入国管理行政に特段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日から、当局においてナビダイヤルが導入されることに伴い、当部門電話番号が下記のとおり変更となりますので御案内申し上げます。

取次申請予約制度に係る各種お問合せにつきましては、本年 10 月 1 日以降は、下記お問合せ先を御利用いただきたく、関係各位へ周知いただけますと幸いです。

大変お手数をおかけいたしますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

記

取次申請予約制度お問合せ先【東京出入国在留管理局審査管理部門】

0570-034259（所属部署番号：210）

*音声ガイダンスに従い、所属部署番号を入力してください。

*FAX 番号（03-5796-7128）に変更はありません。

【参考：各審査部門所属部署番号】

就労審査第一部門：310

就労審査第二部門：320

就労審査第三部門：330

留学審査部門：410

研修・短期滞在審査部門：510

永住審査部門：610

難民調査部門：810

難民審判部門：820

弁護士・行政書士からの取次申請予約制について

東京出入国在留管理局

東京出入国在留管理局では届出済証明書所持する弁護士・行政書士からの取次申請について、予約制を導入しています。
留意点は以下のとおりです。

- 1 対象案件
 - (1) 在留資格認定証明書交付申請
 - (2) 在留期間更新許可申請
 - (3) 在留資格変更許可申請
 - (4) 在留資格取得許可申請
 - (5) 永住許可申請
 - (6) 資格外活動許可申請
 - (7) 就労資格証明書交付申請

※ 再入国許可申請については、在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請と同時に申請の場合のみ、申請することができます。

※ 在留期間更新許可申請については、在留期間が満了するおむね3か月前から申請を受付します。

- 2 予約取次申請専用カウンター実施日
平日の火・木曜日の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）

- 3 予約方法
次頁の「取次申請予約申出書」に第3条を望まで記入の上、「申請取次リスト」とともに審査管理部門取次申請予約専用ファックス番号宛で（FAX:03-5796-7128）にファクシミリにより送付してください。
なお、申請取次リストの記載方法は、「申請取次システム記載注意事項」を御参照ください。
予約受付締切後に受付日時を調整の上、予約受付票に受付日時及び時刻を記入し、ファクシミリにより連絡します。
希望日時に対応不可能である場合は電話により連絡します。

- 4 予約締切日
来庁希望日の前開日の12時までとします（時間厳守）。
月曜が祝日の場合は金曜12時、水曜が祝日の場合は火曜12時が締切日時となります。
来庁希望日の前開日の16時30分までは、予約時間をファクシミリにより連絡します。

受付場所

- 5 2階総合受付カウンターの一部に、予約取次申請専用カウンターを設置して、在留資格認定証明書交付申請、在留申請と同一の窓口で受付します。

注意事項

- (1) 確實に申請が可能なり状態の案件について予約を申し出てくださいます。い（申請受付に当日に各審査部門での確認が得られれば申請できる案件のみ予約してください。）。
- やむを得ず予約をキャンセルされる場合は、御連絡ください。
なお、キャンセル件数が多いと認められる弁護士・行政書士の方につきましては、次回以降の予約をお断りすることとさせていただきます。
- (2) 審査管理部門取次申請予約専用ファックス番号以外のファックス番号に予約由出書等を送信された場合は受付できません。
また、取次申請予約専用ファックス番号に予約申出以外の御用件（審査の進捗状況の照会等）を送信されても対応いたしかねますので、予約申出以外の御用件については当局電話番号（0570-034259「ナビダイヤル」）を御利用ください。
- (3) 証明及び在留カードの受領、再入国許可の単独申請、在留カードの交付申請、再入国許可期限の証明は予約の対象外です。
- (4) 在留期限が経過している場合は取り次ぐことができません。
- (5) 申請期間（在留資格取得許可申請で出生日・日本国籍離脱日から30日）が過ぎている場合は取り次ぐことができません。
- (6) 申請書に明らかな不備がある場合（例：申請人の署名漏れ、申請紙の種類の異なる等）は取り次ぐことができません。
- (7) 申請人の住居地が管轄外の場合は申請できません。
- (8) 予約申出内容の変更のうち、予約の追加は予約受付締切（予約希望日の前開日の12時）までとさせていただきます。
- (9) 既に予約を申し出した申請案件について、取次申請者を変更する場合は一度予約申出をキャンセルし、予約受付締切までに来庁予定の取次申請者の名義で再度予約を申し出てくださいます。
- (10) 内容の確認のため当局から御連絡することがありますので、予約申出時には確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- (11) 申請件数が多い場合は、申請書書類と原簿等をお預りします。

- 7 本件問合せ先
審査管理部門
（FAX:03-5796-7128 TEL:0570-034259 所属部署番号210）

取次申請予約申出書

申請取次者氏名(フリガナ)

様

申請取次番号(12桁)

日中連絡先電話番号

連絡先FAX番号

予約希望日時

※予約による申請は開庁日の火・木曜日(12時～13時を除く)に実施。

※予約受付締切：来庁希望日の前開庁日の12:00(時間厳守)

予約受付締切後、来庁希望日の前開庁日の16時30分までに、予約時間をファクシミリにより連絡します。

注：月曜日が祝日の場合の締切日時は金曜日12時、水曜日が祝日の場合の締切日時は火曜日12時となります。

※第3希望まで記載して下さい。第1希望や第2希望までの記載でも申し出は可能ですが、予約がお受けできない場合があります。なお、30分単位や特定時刻でのご希望は受け付けられませんので予めご了承下さい。

例：「9時台」に○をした場合、9時又は9時30分のどちらになるかは、当局指定となります。

月 日 () (○をつけてください)	第1希望	9時台	10時台	11時台	13時台	14時台	15時台
	第2希望	9時台	10時台	11時台	13時台	14時台	15時台
	第3希望	9時台	10時台	11時台	13時台	14時台	15時台

(留意事項)

- 別紙「申請取次リスト」に必要事項を記入の上、本予約申出書と一緒に送信してください。(記載方法等詳細については、「申請取次リスト記載注意事項」をご参照下さい。)
- 予約後のキャンセルは、当部門まで電話(0570-034259 所属部署番号210)又はFAXによりご連絡下さい。

(切り取り不要)

予約受付票

下記日時で予約受付しました。本票及び申請取次リストは、当日必ず持参して下さい。

受付日時	月 日 () 時 分
受付場所	東京出入国在留管理局2階B-1「予約済申請取次専用カウンター」

受付時間 時 分

東京出入国在留管理局審査管理部門

申請取次リスト

年 月 日

日中連絡先電話番号

FAX番号

☐届出済弁護士
☐届出済行政書士

印

No.	手続名	現在在留資格	希望在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特活 活動内容 ()	特活 活動内容 ()	国籍・地域 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請

申請取次リスト記載注意事項

年 月 日

日中連絡先電話番号 090-XXXX-XXXX

FAX番号 03-XXXX-XXXX

☐届出済弁護士
☐届出済行政書士

印

No.	手続名	現在在留資格	希望在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
1	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明		留学	国籍・地域 ベトナム 氏 名 ○○○, ○○○ 生 年 月 日 19XX年XX月XX日 性 別 男 (女)	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり 人定事項は、1人ずつ必ず記載してください。 氏名については英字表記とし、在留カードに漢字が併記されている場合は漢字も記載してください。

No.	手続名	現在在留資格	希望在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
2	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明		家族滞在	国籍・地域 中国 氏 名 ○○○, ○○○ 生 年 月 日 19XX年XX月XX日 性 別 男 (女)	☒ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☒ 扶養者在留資格等(技・人・国) ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請 家族滞在については、扶養者の在留資格により審査部門が異なるため、扶養者の在留資格を必ず明記してください。所属機関がカテゴリ分けされている場合は、カテゴリも記載してください。

No.	手続名	現在在留資格	希望在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
3	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	日本人の配偶者等	日本人の配偶者等	国籍・地域 ブラジル 氏 名 ○○○, ○○○ 生 年 月 日 19XX年XX月XX日 性 別 男 (女)	「日本人の配偶者等」又は「定住者」の場合は、日系・非日系どちらであるのか明記してください。 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等() ☒ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請

No.	手続名	現在在留資格	希望在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
4	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明		技・人・国	国籍・地域 韓国 氏 名 ○○○, ○○○ 生 年 月 日 19XX年XX月XX日 性 別 男 (女)	☒ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり 経営、研究、技人国、企転、技能に係る申請の場合は、所属機関のカテゴリについて明記してください。

No.	手続名	現在在留資格	希望在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
5	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明		技能	国籍・地域 インド 氏 名 ○○○, ○○○ 生 年 月 日 19XX年XX月XX日 性 別 男 (女)	☒ カテゴリー1・2・3・4 ☐ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり 就労資格証明書交付申請の際も、必ず在留資格を記載してください。(身分資格の場合は即日発行されます。)

No.	手続名	現在在留資格	希望在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
6	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	短期滞在	特定活動	国籍・地域 中国 氏 名 ○○○, ○○○ 生 年 月 日 19XX年XX月XX日 性 別 男 (女)	☐ カテゴリー1・2・3・4 ☒ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☒ 扶養者在留資格等(日本人) ☐ 日系・非日系 ☐ 再入国同時申請 特定活動については、活動の内容(就職活動中、家事使用人等)を明記してください。

No.	手続名	現存在留資格	希存在留資格	申請人	連絡事項等記載欄
	認定 変更 更新 永住 取得 資格外 就労証明	特定活動	経営・管理	国籍・地域 中国 氏 名 ○○○.○○○ 生 年 月 日 19XX年XX月 性 別 男・女	☒ カテゴリー1・2・3・4 ☒ 予約時間前に部門相談予定 ☐ 在留資格認定証明書あり ☐ 扶養者在留資格等 担当部門であらかじめ相談が必要なケースについては、予約時刻までに部門にて相談の上、「受付可」の印を得た場合のみ受付できます。

予約専用カウンターで受付できないもの

- ・許可証印・在留カードの受領
- ・証印転記
- ・再入国許可申請(更新又は変更との同時申請を除く)
- ・再入国許可期限の証明
- ・在留カード交付諸申請
- ・在留期限が過ぎている場合(期限当日が閉庁日だった場合を除く)
- ・申請期間(在留資格取得許可申請で誕生日・日籍離脱日等から30日)が過ぎている場合
- ・申請書に不備がある場合
(例:申請者署名漏れ, 申請用紙の種類が異なる等)
- ・申請者の住居地が管轄外である場合
等。

審査担当部門であらかじめ相談が必要なもの(例)

予約時刻に間に合うよう担当部門で相談の上、「受付可」の印を得てください。
なお、下記以外にも窓口相談を要する場合があります。

項目	確認事項	相談窓口
短期滞在	「短期滞在」の更新申請	各担当部門
	「短期滞在」への変更申請	
	「短期滞在」からの変更申請(在留資格認定証明書が交付されている場合、身分資格への変更で身分関係を立証する資料がある場合を除く。)	
特定活動	難民認定申請・審査請求中の者からの変更申請	変更先の各担当部門
	「出国準備期間」からの変更申請	各担当部門
その他	在留期間が30日以下の者からの更新・変更申請(※在留資格認定証明書がある場合を含む。)	
	前回不許可となったものと同一内容の再申請(永住申請を除く。)	



元税号外

令和元年(2019年)9月20日

〒380-0836

長野市大字南長野南県町 1009-3

長野県行政書士会 様

長野県総務部税務課長

自動車税の税制改正に伴う身体障がい者等減免の申請書様式改正について(通知)

日ごろから、本県の税務行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では自動車税の税制改正に伴い、減免申請書の様式を一部改正します。

つきましては、10月1日(火)以降の減免申請においては、別添の新様式で申請くださいますようお願いいたします。(既に旧様式で作成済みの場合は、そのまま申請を受け付けます。)

また、貴団体傘下の会員に周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、改正後の減免申請書様式の電子データが必要な場合は、お手数でも当課までご連絡をお願いします。

担 当	税務課自動車税係
	丸山 信秀(課長) 荻原 佑佳(担当)
電 話	026-235-7051
ファクシミリ	026-235-7081
電子メール	zeimu@pref.nagano.lg.jp

減免申請書（自動車税（環境性能割及び種別割）分）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者 氏

長野県県税条例 第69条の5第1項第1号
第69条の13第1項第2号

住 所

の規定により、下記のとおり減免してください。

フリガナ
氏 名

印

電話番号

ハイフン不要

個人番号

記

税 目	年度	課税標準額又は年税率	課税額①	減免額②	納付額①-②
環境性能割		千円	円	円	円
種 別 割		円	円	円	円

登録番号 長野：J 松本：2 諏訪：4	7 例：150090000	車名	乗車 定員	最 大 積 載 量	総排 気量
自 動 車	種 別	普通・小型	用途：乗用・貨物・（ ）	人	kg
取得年月日	年 月 日	初度登録年	年 項		cc

所有者 (所有権留保付 自動車の場合 は使用者)	フリガナ 氏名	165 納税者番号	障がい者 との関係	本人・父母・子・ 他 ()
減免を受けようとする理由及び使用目的	障がい者が通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために使用するため	201	自動車専ら利用する者の範囲	障がい者本人

区 分	住 所	氏 名	障がい者の関係
障がい者	住所コード 38 番地 49 方番 63	91 フリガナ 144 漢 字 (氏名の間を1字空けてください。) 生年月日 大正:2 昭和:3 平成:4 令和:5 125 年 月 日	0本人 1父母 2兄弟 3子 4配偶 5祖父母 6内縁 7日常的介護 9他

身体障がい者等	運 転 者	住所コード 202 番地 213 方番 227	255 フリガナ 268 漢 字 (氏名の間を1字空けてください。) 126 年 月 日	障がい者の身体18歳との関係 本満 290 291
---------	-------	-------------------------------	--	------------------------------

運 転 免 許 証	番 号	手帳種別	1 身体障がい 3 知的障がい 4 精神障がい 2 戦傷病 合併 () 視覚 () 聴覚 () 平衡 () 上肢 () 下肢 () 体幹 () 心臓 () 腎臓 () 呼吸器 () 膀胱・直腸 () 小腸 () 喉頭 () 免疫 () 肝臓 () 知的 () 精神 ()
交付日	平成・令和 年 月 日	障がい者手帳	136 番号 (左詰め) 146 交付日 昭和・平成・令和 年 月 日
有効期限	平成・令和 年 月 日		
種 類	普通・中型・大型・（ ）		
条 件	中型車は中型車(8t)に限る 眼鏡等・AT車限定 ()		

還 付	・ 隔地払 口座名義人 ・ 口座振替払 金融機関	フリガナ	委任状： 有・無
-----	-----------------------------	------	----------

既減免車	無・有 (登録番号： 処分状況：H・R 抹消・転出・移転)
------	-------------------------------

中 請 車	納税義務者：現所有者・第三者 障がい内容 153 合併内訳 166
-------	-----------------------------------

手帳再交付	無・有 (再交付日：H・R 理由：)
-------	--------------------

減免事由	自動車取得・手帳交付・等級変更・申請・他 ()
------	--------------------------

日・番号	16 申請 23 承認 30 減免始期 1 身体減免番号 37 年度
------	------------------------------------

メ モ	292
-----	-----

(お願い) 申請書の審査及び翌年度以降の自動車税の減免の自動継続の審査のため、今回提出いただいた申請事項について、手帳発行者及び市町村役場に県税務課から確認の照会をすることがありますのでご了承ください。

減免申請書（軽自動車税（環境性能割）分）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者 〒

住 所

税条例附則第 条の3

の規定により、下記のとおり減免してください。※

フリガナ
氏 名

印

電話番号
(ハイフンを除く)

個人番号

記

税 目	年度	課税標準額	課税額①	減免額②	納付額①-②
環境性能割		千円	円	円	円
登録番号 長野:1 松本:2 諏訪:4	7 例: 1 580 7 0 0 0 0	車名	乗車 定員	最 大 積 載 量	総排 気 量
軽 自 動 車	取得年月日	用途 乗用・貨物・()	軽自動車の特別な仕様及び構造に関する事項	kg	cc
所有者 (所有権留保付自動車の場合は使用者)	フリガナ 氏名	165 納税者番号	障がい者との関係	本人・父母・子・他 ()	175
減免を受けようとする理由及び使用目的	障がい者が通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために使用するため		201 軽自動車を専ら利用する障がい者本人者の範囲	障がい者本人	
区 分	住 所		氏 名	障がい者との関係	
障がい者	住所 38	91 フリガナ		障がい者との関係	
	市町村 49	104 番 字 (氏名の間を1字空けてください。)		0本人 1父母 2兄弟 3子 4配偶 5祖父母 6内縁 7日常的介護 8他	
	方番 63	125 生年月日 大正:2 昭和:3 平成:4 令和:5		年 月 日	
身体障がい者等	住所 202	255 フリガナ		障がい者 身体18歳との関係 未済	
	市町村 213	268 番 字 (氏名の間を1字空けてください。)		障がい者 身体18歳との関係 未済	
	方番 227	290 135		291	
番号	手帳種別		1 身体障がい 3 知的障がい 4 精神障がい 2 戦傷病		
交付日	障がい者手帳		障がい者手帳		
有効期限	障がい者手帳		障がい者手帳		
種類	普通・中型・大型・()		普通・中型・大型・()		
条件	中型車は中型車(8t)に限る 眼鏡等・AT車限定		眼鏡等・AT車限定		
交付日	交付日		交付日		
還 付	口座振替払		口座振替払		
既減免車	無・有 (登録番号:)		処分状況: H・R		
申請車	納税義務者: 現所有者・第三者		障がい内容 153		
手帳再交付	無・有 (再交付日: H・R)		理由:)		
減免事由	自動車取得・手帳交付・等級変更・申請・他 ()		1 身体障がい番号 37 年度		
日・番号	16 申請 23 承認 30 減免開始		1 身体障がい番号 37 年度		
メ モ					

(お願い) 申請書の審査のため、今回提出いただいた申請事項について、手帳発行者及び市町村役場に県税務課から確認の照会をすることがありますのでご了承ください。

※下線部分に申請者住所の市町村名及び該当の附則番号を記入してください。

(松本市: 12, 長野市及び箕輪町: 14, その他: 15)

お 知 ら せ

会則改正について

令和元年度定時総会（５月24日開催）で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が令和元年７月25日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書士会会則の一部を改正する会則

（改正理由）

会員に対し厳正かつ効果的な処分を行い、適正な会務運営を行えるようにするため。

○長野県行政書士会会則の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
第10章 会員に対する指導調査と処分 （個人会員の処分の種類） 第85条の２ 個人会員に対する処分は次のとおりとする。 （１） 訓告 （２） ２年以内の会員の権利の停止 （３） 廃業の勧告（ <u>廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。</u> ） （以下略） 第85条の３ 法人会員の処分の種類は、次のとおりとする。 （１） 訓告 （２） ２年以内の会員の権利の停止 （３） 主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は主たる事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。） （４） 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）	第10章 会員に対する指導調査と処分 （個人会員の処分の種類） 第85条の２ 個人会員に対する処分は次のとおりとする。 （１） 訓告 （２） １年以内の会員の権利の停止 （３） 廃業の勧告 （以下略） 第85条の３ 法人会員の処分の種類は、次のとおりとする。 （１） 訓告 （２） １年以内の会員の権利の停止 （３） 主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は主たる事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。） （４） 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）

附 則（令和元年７月25日認可 長野県指令元市町村第367号）

この会則は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会 議 報 告

□令和元年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 令和元年7月12日(金)
- 2 と ころ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出 席 者 赤羽、松島各試験場責任者

□(一財)日本ADR協会主催シンポジウム

- 1 と き 令和元年7月12日(金)
- 2 と ころ 東京都、(公社)商事法務研修会
- 3 出 席 者 和田ADRセンター長
- 4 講演・講師 ADRをめぐる情勢について・
法務省大臣官房司法法制部 審査監督課長 三宅 啓介 様
- 5 パネルディスカッション
ADRはどう変わるか～IT化の可能性と課題～

□正副会長会

- 1 と き 令和元年7月17日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
(1) 会務全般の課題について
(2) その他

□税理士会総会

- 1 と き 令和元年7月22日(月)
- 2 と ころ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出 席 者 赤羽副会長

□(一財)日本国際協力センター主催 外国人就労・定着支援研修

- 1 と き 令和元年7月23日(火)
- 2 と ころ 飯田市、飯田市勤労者福祉センター

- 3 講 師 春日国際部長
- 4 講 義 在留管理制度

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 令和元年7月24日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 岡田部長、渡邊部員、受講者4名

□暴力団等排除対策委員会

- 1 と き 令和元年8月5日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、支部長、長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団排除推進室課長補佐 笠松 邦行 様、(公財)長野県暴力追放県民センター専務理事 横尾 俊彦 様
- 4 会議事項
(1) 新委員の委嘱について
(2) 副委員長の互選について
(3) 最近の暴力団情勢について
(4) 情報交換
(5) その他

□支部長会

- 1 と き 令和元年8月5日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、支部長、柳澤法務部長、和田広報監察部長
- 4 会議事項
(1) 会員の指導について
(2) 本会への要望について
(3) 危機管理について
(4) 行政書士会の広報・PRについて
(5) その他

□法務関係部会長連絡会議

- 1 と き 令和元年8月6日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島副会長、柳澤部長、古谷副部長、山田、木村各部員、柴崎、木下、高田各支部担当者
- 4 会議事項
 - (1) 令和元年度県部会事業計画について
 - (2) 法務分野の課題について
 - (3) その他

□法務部会

- 1 と き 令和元年8月6日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島副会長、柳澤部長、古谷副部長、山田、木村各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和元年度県部会事業実施について
 - (2) 法務分野の課題について
 - (3) その他

□国際部会

- 1 と き 令和元年8月7日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部員
- 4 会議事項
 - (1) 8月20日国際部研修会(効果測定対策)について
 - (2) その他

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 令和元年8月7日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 西澤副部長、二瓶部員、受講者4名

□運輸交通部会

- 1 と き 令和元年8月8日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和元年度事業実施計画について
 - (2) 県庁、関係団体へ挨拶回り
 - (3) その他

□自動車の「出張封印取付作業代行研修会」(甲種再受託)

- 1 と き 令和元年8月8日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員、会員24名
- 4 内 容
 - (1) 道路運送車両法
 - (2) 甲種受託者による出張封印について
 - (3) 出張封印取付作業代行実施契約書について
 - (4) 出張封印取付作業代行実施要領について
 - (5) その他
- 5 講 師 長野県自動車標板協会 常務理事
島田 一好 様

□広報監察部会

- 1 と き 令和元年8月9日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、和田部長、一之瀬副部長、土屋、五味、吉田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 広報月間について
 - (2) 広報活動について
 - (3) 会報について
 - (4) その他

□上田地域振興局訪問

- 1 と き 令和元年 8 月 19 日 (月)
- 2 と ころ 上田市、上田地域振興局
- 3 出 席 者 赤羽農林建設部長、藤森農林建設
部員

□国際部研修会

- 1 と き 令和元年 8 月 20 日 (火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部
長、宮本部員、会員 10 名
- 4 研修内容 行政書士申請取次実務研修会 効
果測定対策
- 5 講 師 国際部員

□法務省主催「教員向け法教育セミナー」

- 1 と き 令和元年 8 月 20 日 (火)
- 2 と ころ 東京都、一橋大学
- 3 出 席 者 古谷法務副部長
- 4 基調講演
 - (1) 新学習指導要領における法教育の位置付
け・福井大学学術研究院教育・人材社会系部
門 教授 橋本 康弘 氏
 - (2) 法教育における民法のエッセンス・一橋大
学大学院法学研究科 教授 小粥 太郎 氏
- 5 法務省説明
 - (1) 法教育推進協議会作成の法教育教材につい
て・法務省大臣官房司法法制部
 - (2) 成年年齢成年引下げの意義とその内容につ
いて・法務省民事局

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 令和元年 8 月 21 日 (水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 岡田部長、渡邊部員、受講者 4 名

□農林建設部会

- 1 と き 令和元年 8 月 22 日 (木)
- 2 と ころ 上伊那郡辰野町、たつのパークホ
テル
- 3 出 席 者 清水副会長、赤羽部長、奈良木副
部長、藤森、上島各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和元年度事業計画日程について
 - (2) 研修会について
 - (3) その他

□ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年 8 月 23 日 (金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター
長、二瓶運営委員、会員 9 名
- 4 研修内容
 - (1) ADR 法概論
 - (2) ADR 法解説
 - (3) 対話促進型調停と法理論入門
 - (4) 効果測定
- 5 講 師 和田センター長

□日行連関地協国際業務連絡会

- 1 と き 令和元年 8 月 26 日 (月)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 春日国際部長
- 4 議 題
 - (1) 副代表幹事の選出について
 - (2) 連絡会の今後の運営方針について
 - (3) 国際業務連絡会設置規程について
 - (4) その他

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 令和元年 8 月 28 日 (水)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出席者 西澤副部長、古谷部員、受講者4名

□環境生安部会

- 1 と き 令和元年9月3日(火)
2 と ころ 長野市、会館
3 出席者 清水部長、木内副部長、竹渕、高田各部員
4 会議事項
(1) 令和元年度事業計画実施について
(2) その他(関係官庁挨拶回り)

□県弁護士会主催「連絡協議会及び防災講演会」

- 1 と き 令和元年9月4日(水)
2 と ころ 長野市、長野県弁護士会館
3 出席者 柳澤法務部長
4 講演 災害に備えて「業務継続計画(BCP)の策定について」
5 講師 弁護士 中野明安先生(第二東京弁護士会)

□諏訪地域振興局訪問

- 1 と き 令和元年9月5日(木)
2 と ころ 諏訪市、諏訪地域振興局
3 出席者 赤羽農林建設部長、上島農林建設部員

□ADR手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年9月6日(金)
2 と ころ 長野市、会館
3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、会員8名
4 研修内容 専門分野(愛護動物に関する紛争)
5 講師 二瓶運営委員

□日行連関地協会会長会

- 1 と き 令和元年9月6日(金)
2 と ころ 東京都、衆議院第一議員会館
3 出席者 山本会長、赤羽政連幹事長
4 内 容
(1) 会長会
(2) 会員議員とのフォーラム

□日行連関地協会会長会講演会

- 1 と き 令和元年9月6日(金)
2 と ころ 東京都、衆議院第一議員会館
3 出席者 赤羽副会長
4 議 題 出入国管理法改正後の状況について
5 講 師 法務省出入国在留管理庁 法務専門官 岩崎 充 様

□栃木会青木勇夫先生黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 令和元年9月8日(日)
2 と ころ 宇都宮市、宇都宮グランドホテル
3 出席者 山本会長

□松本地域振興局訪問

- 1 と き 令和元年9月9日(月)
2 と ころ 松本市、松本地域振興局
3 出席者 赤羽農林建設部長、奈良木農林建設副部長

□第3回封印管理委員会

- 1 と き 令和元年9月11日(水)
2 と ころ 長野市、会館
3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員
4 会議事項
(1) 丁種封印拡張申請について

- (2) 長野県OSS進捗状況について
- (3) その他

□丁種封印名簿登載希望者事前研修会

- 1 と き 令和元年9月11日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員、会員9名
- 4 研修内容 封印制度、封印業務の説明、作業完了報告書の記入方法など
- 5 講 師 大槻部長、中塚副部長

□特定行政書士法定研修考查対策セミナー

- 1 と き 令和元年9月12日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 岡田部長、渡邊部員、会員4名
- 4 内 容
 - (1) 平成27～30年度考查の傾向分析
 - (2) 今年度考查へ向けての勉強方法
 - (3) 行政法の全体構造・重要事項の解説
 - (4) 出題予想問題の演習
- 5 講 師 特定行政書士 渡邊博昭 研修部員

□(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部通常総会

- 1 と き 令和元年9月12日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長

□正副会長会

- 1 と き 令和元年9月18日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 会費の減免について
 - (2) 長野県行政書士会における災害対応の整備

について

- (3) 封印管理委員会運営細則の改正について
- (4) 行政書士制度広報月間について
- (5) その他

□理事会

- 1 と き 令和元年9月18日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、佐藤、渡邊、柳澤、関、上島、赤羽、春日、深澤、岡田、一之瀬、奈良木、宮下、古谷、和田、高田各理事
- 4 会議事項
 - (1) 会費の減免について
 - (2) 長野県行政書士会における災害対応の整備について
 - (3) 封印管理委員会運営細則の改正について
 - (4) 行政書士制度広報月間について
 - (5) その他

□特定行政書士法定研修考查対策セミナー

- 1 と き 令和元年9月19日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 岡田部長、渡邊部員、会員6名
- 4 内 容
 - (1) 民事訴訟法・要件事実・民事事実認定の解説
 - (2) 出題予想問題の演習
- 5 講 師 特定行政書士 渡邊 博昭 研修部員

□国際部会

- 1 と き 令和元年9月24日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部員
- 4 会議事項

- (1) 外国人実務事例について
- (2) その他

☐ 広報監察部会

- 1 と き 令和元年9月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、和田部長、一之瀬副部長、土屋、五味各部員
- 4 会議事項
 - (1) 検討事項
 - (2) 経過報告
 - (3) 今後の予定

☐ 日行連会長会

- 1 と き 令和元年9月26日(木)
- 2 と ころ 新潟県湯沢町、NASPAニューオータニ
- 3 出 席 者 山本会長

☐ ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年9月27日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター長、会員10名
- 4 研修内容 専門分野(外国人に関する紛争)
- 5 講 師 赤羽調停員

☐ ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年10月4日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター長、会員9名
- 4 研修内容 専門分野(自転車に関する紛争)
- 5 講 師 大槻調停員

☐ 外国人を対象とした無料相談会

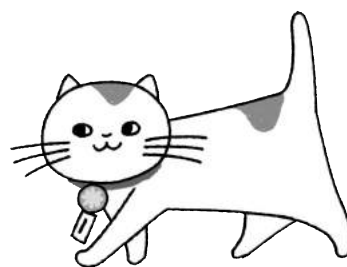
- 1 と き 令和元年10月8日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管
- 3 出 席 者 春日国際部長

☐ 一日合同行政相談所

- 1 と き 令和元年10月10日(木)
- 2 と ころ 伊那市、伊那市役所
- 3 出 席 者 赤羽、春日各伊那支部会員

☐ 外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和元年10月15日(火)
- 2 と ころ 長野市、東京入管長野出張所
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部員



公明党政策要望懇談会実施報告

長野県行政書士政治連盟 副会長 土屋勝浩

長野県行政書士政治連盟は、去る9月4日にホテル国際21で開催された公明党議員団主催の政策要望懇談会に出席し、要望活動を行ってきました。公明党からは太田昌孝衆議院議員、清水順子県議会議員、中川宏昌県議会議員の3名が、当政治連盟からは山本準一副会長（県会会長）、松島茂行副会長、赤羽公彦幹事長、佐藤佳苗副幹事長、二瓶裕史副幹事長と私の6名が出席し、それぞれの自己紹介の後、深い意見交換を行いました。

始めに、山本副会長から、最近の行政書士法改正の動きについての説明があり、「国民の権利の実現」という文言と「会員監督権」の追加を盛り込んだ改正案をぜひ次の臨時国会の場で議決して欲しいと要望。太田議員からは党として了解をした旨の発言をいただきました。

次に、当政治連盟からの要望書をお渡しし、「災害時における行政書士の活用」について説明。罹災証明書申請受付業務支援及び罹災証明書発行支援、行政事務全般の支援、身近な問題の無料相談、自動車の廃車手続きなど、災害時に各市町村と連携し被災者に対する支援活動が行えるよう、行政書士を活用していただきたい旨の要望を行いました。これについては、平成28年に既に長野県と行政書士会を含む長野県災害支援活動士業連絡会との間で「災害時における相談業務に関する協定」が締結されていますが、具体的な支援項目にまで言及していないため、実用性の面で問題がある旨の指摘も合わせてさせていただきました。これに対し、公明党県議団からは、既に県の危機管理部との懇談の中で行政書士会の皆様には被災者の相談業務全般を行っていただきたい旨の回答をいただいております。今後9月議会が終わった頃を目途に、行政書士会と危機管理部との話し合いの場を設けるとの約束をいただきました。

最後に、太田議員から「災害時の連携について先進的な取り組みをしている会の事例があればぜひ教えていただきたい。我々も勉強していく。」との力強いお言葉をいただき懇談会の幕を閉じました。

今回は30分ほどの短い時間ではありましたが、行政書士の知名度向上と我々の社会貢献への熱い思いを十分に伝えることが出来たと思います。今後も長野県行政書士政治連盟として、機を見て積極的に議会・議員への働きかけを行って参ります。

会長及び幹事の辞任並びに新会長等の選出について

令和元年 9 月 30 日付で三井経光会長が一身上の都合により、会長及び幹事を辞任されましたので、お知らせいたします。

また、令和元年 10 月 3 日開催の幹事会で長野県行政書士政治連盟規約第 6 条第 2 項により、幹事の互選で山本準一副会長（長野支部）が新会長に選出されました。

なお、長野県行政書士政治連盟規約第 6 条第 3 項により、山本準一会長が清水博幹事（飯田支部）を副会長に指名しました。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者—

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
佐久支部	元. 7. 15	小林 一也	小諸市	松本支部	元. 7. 15	下里亜弥香	松本市
松本支部	元. 7. 15	須崎 潤	安曇野市	諏訪支部	元. 8. 1	藤森 達也	諏訪郡下諏訪町
長野支部	元. 8. 1	真岸 裕	長野市	諏訪支部	元. 9. 1	山岸 明	諏訪郡下諏訪町
長野支部	元. 10. 2	野路 美徳	長野市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日
諏訪支部	赤沼 正清	元. 7. 9	松本支部	依田 憲明	元. 7. 31	長野支部	真岸 昭雄	元. 7. 31
長野支部	滝澤 澄世	元. 8. 9	伊那支部	熊谷 夏美	元. 8. 15	上田支部	宮澤 正吉	元. 8. 21
長野支部	麻場 孝	元. 8. 28	松本支部	小林 和孝	元. 9. 11	諏訪支部	原田 昭三	元. 9. 30
長野支部	北澤 歌子	元. 9. 30	松本支部	望月 透	元. 9. 30	松本支部	横山 浩志	元. 9. 30
松本支部	嶋崎 里美	元. 9. 30						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

金 子 彰 殿（諏訪）

令和元年 8 月

編 集 後 記

10月は行政書士制度広報月間です。今年も、多くの公的機関にポスターの掲示やチラシ設置をご協力いただいています。また、会員の皆様にも様々にご助力いただき、あわせて、この場をお借りして御礼申し上げます。

つい先日、これまで300回も相続に関する講演をされてきた東京の行政書士さんとお会いして話を伺いました。お客様に喜ばれる仕事の積み重ねが社会に行政書士制度を認知させていくと思う、とのこと。自分も今まで以上に一つひとつの仕事に真摯に向き合わなければと、身を引き締めるよい機会でした。

（広報監察部 小西）

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限りです。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会 長 山本 準一

編集者 広報監察部長 和田 英幸

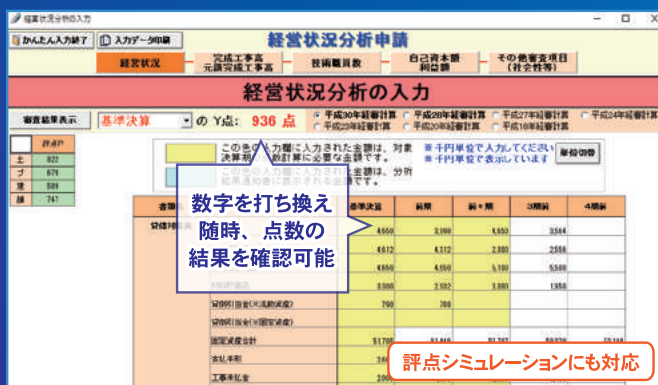
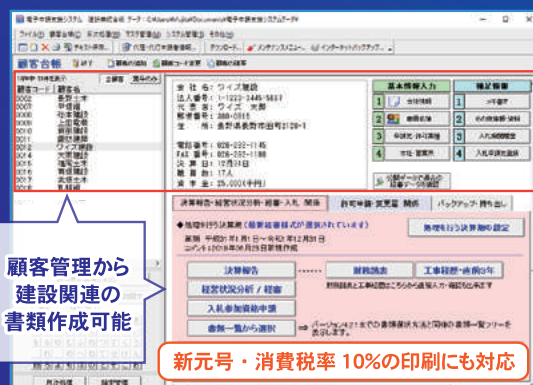
印刷 三和印刷(株)

電子申請支援システム建設業統合版

Windows10/8.1/7
(32bit/64bit 対応)

建設業許可 / 経審 / 評点シミュレーション 経営状況分析 / 財務諸表 / 工事経歴書 書類作成・印刷を簡単に行えます!

導入料金不要! 保守料金不要! バージョンアップ料金不要!



長野県の行政書士先生へ

長野県行政書士会様とは 2016 年 2 月 15 日に業務提携をさせていただきました。
行政書士登録後 5 年間は全ての機能を無料にてご利用いただけます。

登録後 5 年以上の方も、以下の条件でソフトをお使いいただけます。

インストールから
条件なしで
1年間無料!

ワイズ公共
データシステムへの
年間 1 件の
経営状況
分析申請で

翌年からも
無料!

長野県の申請様式に
対応しています。

安心してご利用ください

インストール後、1 年を経過しご申請がない
場合でも、ソフトを継続使用されない場合は
一切料金は発生いたしません。

※年間 1 件の申請に満たない場合も、継続料金 (31,500 円) をお支払いいただくことで、引き続き使用することができます。

行政書士様向け 建設業ソフトCDを無償にて送付いたします



この用紙をFAXにて
026-266-0845



メールにて
info@wise.co.jp



お電話にて
026-266-0710



ホームページから
ワイズ 検索

事務所名		TEL	FAX
ご担当者様		ご住所 〒	

<システム開発・販売>

wise

株式会社ワイズ

本社: 〒380-0803 長野市三輪 1 丁目 8 番 14 号 TEL. 026-266-0710 (代) FAX. 026-266-0845
MAIL: info@wise.co.jp サポートダイヤル: TEL. 026-266-0792

<経営状況分析機関>

wisePDS

ワイズ公共データシステム株式会社

国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4
本社: 〒380-0815 長野市山田町 2120-1 TEL. 026-232-1145 FAX. 026-232-1190 MAIL: info@wise-pds.jp
営業所: 北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所